

東京都LCP※住宅情報登録・閲覧制度に係る基本方針

第1 目的

この制度は、高度防災都市づくりを進め、東京の防災対応力を強化し、都民生活の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2 制度の仕組み

この制度は、停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保することで、都民が自宅での生活継続を可能とする住宅（「東京都LCP住宅」と称する。）の情報について、住宅所有者からの申請により東京都都市整備局（以下「局」という。）が登録・公開し、一般の閲覧に供するものである。

住宅情報は、局閲覧所・ホームページで公開する。

また、局は、区市町村、住宅所有者及び不動産関係団体等と連携し、この事業の推進と適切な運用を図る。

第3 東京都LCP住宅の登録基準

東京都LCP住宅は、水の供給及びエレベーターの運転に電源を必要とする集合住宅のうち、以下の登録基準を満たすものとする。

- 一 建築基準法に規定する耐震性を有すること。
- 二 水の供給及び1基のエレベーターの運転を同時若しくは交互に行う発電能力があり、燃料が安定継続して供給可能で、住宅外からの電力供給が途絶した場合でも、運転可能な常用発電機が設置されていること。
- 三 二の常用発電機は、発電に伴い発生する熱の利用に努めることとし、熱の利用に必要な機能を備えること。
- 四 東京都LCP住宅としての登録に必要なとなる設備の設置・運営にあたり、居住者・住宅所有者に、原則として新たな負担が生じないこと。
- 五 二の設備の設置・運営を委託する場合、委託期間を15年以上とし、住宅所有者が、受託者の業務や納税・財務の状況、委託終了後の住宅の管理等を考慮の上、契約を締結していること。

第4 その他

住宅情報の詳細な登録基準その他のこの制度について必要な事項は、別に定める。

※ LCP=Life continuity performance